

令和 年 月 日

練馬区教育委員会教育長 宛て

転入の申立書

練馬区内保育園等の利用申込みにあたり、転入予定であることを確認できる書類を提出できないため、つぎのとおり申し立てます。

申込書に転入予定住所・転入予定日が確認できる資料を添付できない理由

世帯住所：

フリガナ
児童氏名：

※注意事項

- ・この申立書を提出した場合、区外在住者に対する申込みの制限は解除されますが、練馬区保育実施基準表の調整指数4番または5番を適用し、加算の調整指数は適用されません。
- ・この申立書を提出して、保護者の保育を必要とする状況を証明する書類が提出されない場合または利用調整時に指数の減算を希望する旨の申し出（育児休業延長許容の申出書）があった場合、申込みを取り消すことがあります。
- ・内定月1日までに練馬区へ転入の上、住民票を異動し、『保育園等利用申込内容変更届』をご提出ください。内定した方で入園月1日までに手続がない場合、内定を取り消す場合があります。
- ・申込締切日までに練馬区への転入予定住所・転入予定日が確認できる資料（売買契約書や賃貸借契約書のコピー等）を提出した場合、この申立書は失効し、転入予定者としての申込みに切り替えて利用調整します。
- ・上記に記載の必要書類以外で、利用希望月1日までに練馬区に転入できることを客観的に証明できる書類がある場合は、ご相談ください。

上記についてすべて確認し、保護者全員が同意しました。

記入日	年 月 日
代表保護者 (自署)	

[問合せ先]

練馬区保育課入園相談係 TEL03-5984-5848